

# 令和3年度ひたちなか市内及び近隣地区向け広告業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和3年度ひたちなか市内及び近隣地区向け広告業務委託

## 2. 契約履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

## 3. 業務の目的等

本市においては、国・県より緩やかではあるものの少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口の減少は労働力不足につながり、市税収入の減少や社会保障関連経費の増大の要因となるほか、地域での支え合いが困難になり、まちの活力が減退することも懸念される。

このような中、本市が持続的に発展を続けていくためには、本市における出生数を増やすとともに、働く世代である子育て世代やF1層の転出を防ぐだけでなく、近隣地区においても、「子育てにやさしいまち」、「F1層にも魅力的なまち」として、本市の魅力を発信し、市内外にイメージを確立して行くことが必要である。

そのため、「子育て世代ニーズ調査業務委託（令和元年度）」、「F1層ニーズ調査業務委託（令和2年度）」及び「子育て世代等定住促進施策立案支援業務委託（令和2年度）」を実施し、本市の現状分析を行い、強み・弱みを明らかにした上で、定住促進コンセプト、ボディコピー、キャッチコピーや子育て世代等の定住促進コンセプトムービー等の作成を行うとともに、令和3年度からは移住施策等の充実を図ったところである。

これらを踏まえ、令和3年度においては、ひたちなか市内及び近隣地区に向けた有料広告を利用し、子育て世代及びF1層にPRし、本市への定住促進やイメージを確立することを目的とする。

## 4. 業務内容

### (1) 共通業務

#### ① 広告素材の作成

広告に当たって素材が必要な場合は、本市が提供する素材をもとに、3. 業務の目的等に記載するターゲット層（ひたちなか市内及び近隣地区に在住する子育て世代及びF1層）に対し、効果的にアプローチするものを作成する。（動画等のクリエイティブについては、受託者が作成すること。）

#### ② 広告戦略の検討

ターゲット層について分析し、各業務の内容に反映すること。

ただし、広告は最低でも2回（8月、2月（予定））実施する。また、単なる数値データだけでなく、関連する情報についても幅広く収集・分析し、広告効果の最大化に努める

こと。

## (2) 広告掲載

### ①概要

インターネット広告，ラジオ，地域紙，動画配信，デジタルサイネージなど効果的な広告を実施し，本市への定住促進やイメージを確立する。

### ②広告対象及び使用媒体

本事業の目的を達成するための独自提案を行うこと。（単一媒体のみの広告も可）  
ただし，インターネット広告などによる誘導先となる事業のページについては，以下のとおりとすること。

○移住・定住促進に関するサイト

(<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/hitachinakalife/index.html>)

※令和4年2月にURLが変更になる予定

### ③目標設定

効果測定に即すと想定される指標について，市と協議の上，決定すること。

### ④効果測定と改善策の実施

掲載実績，効果測定，分析状況を分かりやすく示した報告書を適宜作成のうえ，改善策を実行すること。

## (3) 報告書等作成

受託者は，4－（1）～（2）の実施結果をとりまとめた実施報告書を作成し，提出する。報告書には，結果やそれに伴う付随資料を含むものとし，内容については分かりやすく記載することとする。

## 5. 実施スケジュール

4－（1）～（3）に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し，完了すること。なお，各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

## 6. 個人情報の取扱い

受託者は，本業務の実施に伴い取扱う個人情報について，ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）を遵守するものとする。

## 7. 成果品

受託者は，次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

(1) 実施報告書（紙印刷したもの） 5部

(2) 広告掲載物

※各データはCD-ROMまたはUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

## 8. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における7-(1)～(2)までに掲げる成果品(次の8-(2)において「成果品」という。)の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

## 9. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
- (3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。
- (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

## 10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。